最終更新日：2015年12月17日
テクノクオーツ株式会社
取締役社長 根 生 辰 男
問合せ先：取締役管理本部長 小 野 文 男
証券コード：5217
http://www.techno-q.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営管理機能の充実を図ることを重要な経営課題のひとつとして位置づけております。
当社の「経営理念」において、「経営トップは私欲に負けず（公私混同をしない）、常に組織（企業）の利益を第一に考え、行動し、利益は株主、社員、社会（主として税金）、に公正に分配する。」と経営トップの倫理観を第一義に取り上げ、また「企業を信頼し、投資してくださった株主に感謝し、その資本を有効に使用させて貰い、責任を持ってその期待にこたえること」と株主重視の経営を明確にしております。
このような基本認識の下に、コンプライアンス及びリスクマネジメントの重要性の認識をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主を重視しつつ社会的信頼に応えるべく取り組みを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ジーエルサイエンス株式会社	5,084,000	65.68
テクノクオーツ従業員持株会	164,000	2.12
株式会社山形銀行	100,000	1.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	80,000	1.03
株式会社山口銀行	40,000	0.52
株式会社テセック	35,000	0.45
大室 赳	26,000	0.34
岡本 克巳	21,000	0.27
田中 昭夫	20,000	0.26
佐々木 嘉樹 他 1名	20,000	0.26

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	ジーエルサイエンス株式会社 （上場：東京）（コード） 7705

補足説明

当社の親会社ジーエルサイエンス株式会社は、東京証券取引所第2部に上場し、当社株式の65.7%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件については、その他の取引先との取引と同じく、市場価格、総原価を勘案した当社希望価格を提示し、一般取引先の条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社からの独立性に関する考え方・施策等につきましては、親会社及び当社が共有する経営理念のなかで「非同族会社の設立」「系列化に属さず自主的に企業を運営する」を謳っており、親会社との兼務役員は1名、その他管理職者の出向・兼務社員は皆無であります。
事業内容につきましても、親会社とは業態を異にしており、直前事業年度における親会社に対する売上は1.4%であります。
経営及び事業運営に関する独立性は充分に確保されていると考えております

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
東條　弘明	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東條　弘明	○	非常勤取締役。独立役員。	経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、上記a～kのいずれにも該当しない社外取締役であり、かつ会 社経営陣とはなんら利害関係はなく、内部者とは異なった視点から大局的かつ長期的見地に立った意見を述べていただけるものと確信するとともに独立性は保持されており、一般株主と利益相反が生じることはないと判断し、独立役員として届けております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人との間で定期的に半期毎に1回の意見・情報交換を実施しております。
会計監査につきましては、監査法人A＆Aパートナーズと監査契約を締結し、会計監査を受けており、財務報告の信頼性確保を主眼に、内部統制
の整備、運用状況の検証が行われております。
内部監査部門は社長直結の組織として機能させており、監査計画の内容と個別監査に関する監査結果の内容につき監査役会に逐次報告し、監査役会は内部監査部門からの報告や意見を通して、当社の内部統制システムの整備・運用状況の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸田　博司	他の会社の出身者													
佐藤　文一郎	他の会社の出身者													
櫛引　昭三	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸田　博司	○	常勤監査役。独立役員。	会社法施行規則76条に準拠。平成26年に当社 監査役に就任し、出身金融機関退職後10年を経過し影響される立場になく、当社経営陣および内部者との利害関係もないことから独立性は確保されており、一般株主と利益相反が生じ ることはないと判断いたしました。
佐藤　文一郎	○	非常勤監査役。独立役員。	会社法施行規則76条に準拠。平成16年に当社 監査役に就任し、当社のメインバンクである（株）山形銀行と兼務しておりましたが、平成17年に退任、以降、当社監査役以外の兼務はなく、一般株主と利益相反が生じることはないと判断いたしました。
			会社法施行規則76条に準拠。平成23年に当社

櫛引　昭三		非常勤監査役。	監査役に就任し、豊富な経験を活かし、社外監 査役として公正な監査を実施していただけるものと判断いたしました。なお、親会社ジーエルサイエンス(株)出身者である。同氏は平成23年11月に親会社を退職しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の経営理念に「利益は、会社、株主、社員,社会に公平に分配する」と謳っており、この理念に基づき、取締役へのインセンティブ付与に関する
施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度において取締役に支払われた報酬の額は合計58,030千円であります。支給額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額6,169千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部より取締役会の開催、議案内容及び案件に関する事項についての情報伝達、
また、グループウェアにより各部門からのその他案件のサポートができる環境を整えております。
社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また、取締役及び常勤監査役と定期的な打ち合わせを行うことで、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として代表取締役及び取締役会、監査役及び監査役会を設置するとともに、予算の進捗状況報告及び経営上重要な事項について審議を行う経営会議、コンプライアンスの状況把握、コンプライアンス違反の未然防止策の検討等を行うコンプライアンス委員会を設置しています。また、監査役につきましては、独立性の高い社外監査役を積極的に登用しており、経営の健全性及び透明性が十分に確保できるものと認識しています。

取締役会は、6名の取締役(うち社外取締役1名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しています。取締役会では経営の基本方針、法令、定款で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しており、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）で構成し、月１回の定時監査役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合には必要に応じて臨時監査役会を開催しています。監査役会では、法令、定款、監査役会規程及び監査役監査規程に基づく重要事項の決議及び監査の進捗報告等を行っています。

経営会議は、６名の取締役及び執行役員で構成しており、原則として毎月１回の定時経営会議を開催し、必要に応じて臨時経営会議を開催しています。経営会議では、月次予算の進捗状況報告及び経営上重要な事項について審議等を行っています。

コンプライアンス委員会は、取締役社長、監査部所管取締役、監査部長、監査役で構成され会議および啓蒙活動を開催し、また必要に応じて適宜同委員会を開催しています。同委員会では、コンプライアンスの状況把握、コンプライアンス違反の未然防止策の検討等を行っています。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は経営の健全性及び透明性を高め、法令遵守及び企業倫理遵守の経営を徹底し、企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナスの構築・強化に取り組んでおります。

社外監査役3名による監査を実施し、社外取締役1名を選任しており、社内取締役5名に対しての監査行為は、客観性及び中立性を確保しつつ経
営の監視機能を果たしているものであり、現時点では最も合理的なガバナンス体制を構築しているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	１人でも多くの株主の皆様に参加いただけるよう、例年集中日を回避し、6月20日前後を株主総会開催日としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR活動については株主の皆様への情報開示、アナリスト 機関投資家への情報提供と広報活動の重要性から、社長自ら説明を行う中間決算説明会を12月、期末決算決算説明会を6月に開催しております。また、機関投資家向けのスモールミーティングをリクエストに応じて開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算広告、連短決算短信（四半期毎、半期、通期）、事業報告書、会社説明会（決算説明会）資料、過去5期分の経営資料グラフ、決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部、IR担当役員：小野文男	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	公益通報者保護法が施行されたことに伴い、これまでのセクシャルハラスメント、メンタルヘルスケア等の社内相談窓口に「コンプライアンス窓口」を追加し、内部通報者の保護とホットラインの拡大を行いました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成16年４月に環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」を認証取得し、地球環境の保 全に向けた循環型社会の確立に向けて事業活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	従業員に対しましては、例年経営会議の席上、取締役全員の個別役員報酬を開示し、経営の透明性の確保に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社並びにその親会社及び子会社（以下、当社グループという）は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず（公私混同しない）、常に組織（企業）の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針とする。

（1）当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1） 当社は、「創立の根本精神及び経営理念」において「経営者は私欲に負けない」と謳っているように、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
2） 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
3） 内部監査担当による監査と監査役による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、文　書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧、謄写できるものとする。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に管理・対応部門を決定し適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から規程類の整備を行う。
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1） 当社は、定例取締役会を月１回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。
2） 取締役は、取締役会規則等の職務権限・意思決定に関する規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
3） 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この目標達成に向けて、迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。

（5）当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1） 当社は、「創立の根本精神及び経営理念」のなかで、取締役及び使用人に対し、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員に求められる高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを求めている。
2） 取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。
3） 企業理念、企業行動規範、企業倫理規程等、コンプライアンス体制にかかる規程を役職員が遵守し、自ら定めた高い倫理観を持続しながら企業活動を行うためのコンプライアンス教育・啓発を行う。
4） 内部監査担当による監査と監査役による監査を充実させ、内部統制システムの有効性を確保し、課題の早期発見と是正に努める。
5） 法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

（6）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1） 当社グループの企業は経営理念を共有しており、取締役及び使用人に対し、当社同様高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求めている。
2） 子会社の経営については、子会社の独立性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき適切な管理を行う。子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社はこれらを推進し運営管理する。
3） 内部監査部門は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、グループ企業全社について業務の遂行状況及び内部統制の状況について監査する。
4） 監査役は、連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査担当と密接に連携する。

（7）監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内部監査部門に所属する使用人は、監査役が求めたときは、その指揮命令のもとに監査役の職務の補助を行う。

（8）前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項
1） 監査役の補助業務を担当中の内部監査担当員は、監査役の指揮、監督のもと、他の取締役の指揮、監督は受けないものとする。
2） 内部監査担当の人事、組織の変更等については予め監査役会の同意を必要とする。

（9）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1） 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。
2） 取締役及び使用人は、当社グループの事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容については遅滞なく監査役会に報告する。
3） 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。
4） 取締役及び使用人は、監査役が事業に関する報告を求めた場合または監査役が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。
5） 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する方法による。

（10）監査役会及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
監査役会及び監査役へ報告をおこなった当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをいっさい禁止する。

（11）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関

する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1） 取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査役会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。また、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
2） 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。また、経営計画会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。
3） 監査役会は、監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
4） 監査役は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他アドバイザー等の外部専門家との連携を行うことができる。

（12）反社会的勢力排除に向けた体制整備
当社グループの取締役および従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」および「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、法令に基づき毅然として対応することとしております。
具体的には、総務部に不当要求防止責任者を設置し、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図りつつ対応を行うものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 会社情報適時開示の担当部署及び情報取扱責任者について
担当部署 総務部
情報取扱責任者 取締役管理本部長 小野 文男
2. 決算情報に関する適時開示について
(1)決算業務は経理部が担当し、さらに総務部が協力し迅速かつ正確な処理に努めてまいります。
(2)子会社を含め、年間予算を月次予算に展開し、月次決算にて予実分析を行っております。
(3)月次予実分析により、年間予算に対する進捗状況を管理して適時開示につなげるとともに、四半期を含めた決算の早期開示を図っております。
(4)会計ソフトの導入により開示の早期化を図っております。
3. 会社情報適時開示への取り組みについて
(1)当社は会社情報を積極的に開示していく方針であり、取引所及び主幹事証券会社との連絡をより密接にするために会社情報の開示担当者として上記情報取扱責任者を任命し、各種通知、事務連絡等を迅速かつ円滑に行わせ、適時、適切な企業情報の開示に努めております。
(2)情報取扱責任者は、役職員が業務上知りえた内部情報を一元管理し、重要な情報は直ちに取締役社長に報告するとともに、開示の要否について判断しております。
(3)情報取扱責任者は、社内経営情報の早期把握に努め、必要に応じて取引所、主幹事証券会社、監査法人等の指導、助言を得ながら、開示の要否について速やかに判断するよう心がけております。
(4)IR活動につきましては、資本市場における正当な評価を受けることの重要性に鑑み、取締役社長根生辰男自らが率先して取り組んでおります。今後はホームページを充実させる等によりさらに広く公平な開示に努めてまいります。
(5)内部管理体制の適切性や有効性については内部監査等により定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて問題点の改善、是正に関する提言とともに経営者に報告する体制にしております。

